

令和7（2025）年8月1日採用 柏崎市財務部税務課市民税係 非常勤職員募集要項

令和7（2025）年6月
柏崎市財務部税務課

次のとおり、柏崎市財務部税務課市民税係に勤務する非常勤職員を募集します。

1 募集期間

令和7（2025）年6月24日（火）から7月7日（月）まで

※ 応募多数の場合、受付を早く打ち切ることがあります。

2 採用職種、採用予定数、業務内容、応募資格

職 種	採用予定数	業務内容	応募資格
事務補助	3人	<ul style="list-style-type: none">定額減税調整給付金（不足額給付分）に関する書類の受付、確認、入力業務各種調査、資料の整理等の事務補助	<ul style="list-style-type: none">年齢、性別、学歴は不問パソコンのワード・エクセルで表やグラフを使った文書作成ができる方市の臨時的任用職員または非常勤職員として5年間以上勤務した方も応募可能

3 任用期間、勤務時間・報酬等

- 勤務場所 柏崎市役所 税務課 市民税係（柏崎市日石町2番1号）
- 任用期間 令和7（2025）年8月1日から令和7（2025）年10月31日
- 勤務日 原則、毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く）
- 勤務時間 午前8時30分から午後4時30分まで（休憩時間：正午～午後1時までの60分）
- 報酬 月額148,700円
ア 報酬は、勤務した月の翌月の21日（その日が土曜日、日曜日、祝日のいずれかの場合は、直前の平日）に支給します。
イ 欠勤した場合は、勤務日数に応じ欠勤分を差し引いて支給します。
- 費用弁償 通勤距離が片道2km以上の場合、規定により費用弁償を支給します。
支給額は通勤距離により異なります。
駐車場を利用する場合は、柏崎市職員用駐車場利用規定により、月額1,500円徴収します。
- 休暇 年次有給休暇は、任用開始時に3日付与されます。
- 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

- (9) その他 非常勤職員は、常勤職員と同様、次のような行為は禁止されています。
- ア 職員として信用を傷つけ、または不名誉な行為をすること
 - イ 職務上知り得た秘密を漏らすこと
 - ウ 政治的団体に関与して一定の行為をすること
 - エ 許可なく公務以外の営利を目的とする事業を営むこと
 - オ 許可なく報酬を得て何らかの事業または事務に従事すること 等

4 試験の日時・方法等

日時	試験会場	試験方法
令和7(2025)年7月10日(木) 午前9時から午前12時まで	柏崎市役所 2-1会議室	面接試験

- ・ 面接は1人15分程度です。面接時刻は、応募書類受付後に別途お知らせします。
- ・ 面接開始時刻5分前までに、市役所2階税務課5番窓口にお越しください。

5 受験手続

(1) 申込方法

次の2点を、柏崎市財務部税務課市民税係に郵送もしくは持参してください。

ア 別紙「市指定の履歴書」

※ 必要事項を記入し、写真を貼付してください。

※ 市指定の履歴書は、ハローワークに用意してあるほか、柏崎市ホームページからもダウンロードできます。

イ ハローワークの紹介状

(2) 受付期間及び時間

ア 期 間 令和7(2025)年6月24日(火)から7月7日(月)必着まで

イ 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日・日曜日・祝日を除きます。)

※ 応募多数の場合、応募受付を早く打ち切ることがあります。

(3) 提出書類に不備があるものは受け付けできません。また、提出書類はお返ししません。

6 選考結果の通知(内定通知等)

令和7(2025)年7月17日(木)までに郵送でお知らせする予定です。

本募集についての問い合わせ先

柏崎市財務部税務課市民税係 村山

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

電 話：0257-23-5111 (内線2211)

0257-21-2247 (直通)

FAX：0257-22-5903

E-mail：zeimu@city.kashiwazaki.lg.jp